

壊す様な行動はとらなくなったという。家族をも巻き込んだ激しい街頭行動があっただけに、私にとっては意外であった。

工場では、アクセントという車の組立て工程を見たが、「アンドン」や「カイゼン」運動等を導入していたが、ラインの長さが印象的で、日本で脚光を浴び始めたモジュール生産の導入にはなお時間を要するように思えた。部品調達について案内の人に聞くと、周辺下請企業から70～80%調達されるというから、50%を切る稼働率の低下によるコスト削減圧力は相当なものであろうと予想された。

ソウルへの帰路、今回の調査でお世話になった米コンピュータ会社韓国支社の人から、韓国では薄板鋼板の問題からデザインが制約されること、また部品供給の下請企業の技術水準が低く、金型製作における技術水準の低さやME導入の低さもあって、性能や生産性上昇に種々のネックがあること、一方で

は必要な技術の輸入依存を脱却できないでいること、そしてその反面として相変わず勤勉な低賃金労働に依存せざるをえない構造的脆弱性をもっていること等を聞くことができた。

韓国訪問最後の夜、お世話になった人達へのお礼をかねて、伝統的韓国料理をとともにした。同僚の一人が大学院時代に指導したこともあり、旧交を温めつつ、厳しい韓国のビジネス事情を伺うことができた。今想うと、事情を知らない私達に、丁寧にしかも率直に話してくれた親切な人々、そして困難な状況に凜として立ち向かう態度に一種感動を覚えたものであった。そうした気質を持った人々が多くいる韓国はきっとこの困難を乗り越えるであろうと確信して韓国を後にしたのである。

しかし、1999年2月現在、未だなお、韓国の状況は改善されてはいないようである。

(明治大学教授)

税関賃金差別裁判横浜事案 東京高裁逆転勝利判決の歴史的意義

上山 興士

はじめに

2月24日東京高裁で出された税関賃金差別裁判横浜事案の逆転判決から2ヶ月余、全国の職場、地域で大きな反響が広がっている。職場の青年が「おめでとうございます。早く解決するといいいですね」と組合員に声をかけたり、統括官（課長職）が、「がんばったかいがあったね」と激励してくれた、などの報告が次々と寄せられている。

日本の主要な新聞も、「団結権侵害認める。組合側が逆転勝訴」「国に250万円賠償命令」などと大きく報じた。

25年たたかわれてきた全税関の賃金差別裁判闘争の到達点、今回の横浜判決の意義と今後の展望についてまとめてみた。

判決の内容

2月24日（水）午前10時、東京高裁民事11部（荒井史夫裁判長）は、国に対し、全税関労組横浜支部と組合員が賃金差別の是正を求めていた国家賠償事件について、横浜地裁の判決を覆し、組合の主張を認める判決を言い渡した。

判決の要旨は

- 1、一審判決の一部を取り消す
 - 2、国は全税関横浜支部に250万円を支払え
 - 3、個人組合員（原告）の分は棄却する
 - 4、訴訟費用は国が7割、組合3割の負担とする
- と組合の主張をほぼ認めるものである。

その理由としては、国は、脱退勧誘など組合に対する違法な支配介入を行ったものであるから、国公法上の登録団体である組合（全税関）の団結権を違法に侵害したとして、国は、国家賠償法一条一項により、全税関横浜支部に対し、慰謝料を支払うべき義務がある。

国際・国内動向

他方、個人組合員の損害賠償請求を棄却した理由は、横浜税関当局に差別意思があり、第2組合員との間に格差もあるが、組合員には違法な組合活動があり、この非違行為がある以上、処遇の格差は、税関長の裁量の範囲内で違法とまではいえない、というものである。

組合の団結権を侵害したと認定しながら、組合員の団結権にもとづく組合活動を理由に個人原告の損害賠償を認めないなど、矛盾を含んだ判決だが、全体として画期的な勝訴といえるものである。

判決の特徴

今回の判決の最大の特徴は、全税関組合員と非組合員との全体的・集团的な処遇の格差の存在や当局による組合脱退工作、第2組合への援助・育成などをはっきりと認めた上で、これらは、「組合（国公法上の登録団体である全税関）に対する違法な支配介入であり、組合の団結権を侵害した」と断罪したことである。

このことは、当局が「分裂や第2組合の結成に関与したことは全くなく、昇任・格、特昇等について組合所属を理由として差別をしたことは一切ない。仮に格差があっても勤務評定に基づくもので、裁量権の行使に違法、不当な点はない」と主張してきたことが全面的に否定されたことになる。

同時に、昨年「エコノミスト」誌等に掲載された元大蔵省・東京税関幹部の野村氏の論文にあるように、当局が税関幹部に対し、「旧労（全税関）をつぶすことが仕事の全部と心得てもらいたい」「旧労に残る限り人生は絶望であることを自ら悟らしめよ」などと駆り立てた当局の弾圧・分裂攻撃。これに一步も引かず、人間の尊厳と団結権を守るために闘ってきた全税関労働組合。その正しさが、裁判の場でも証明された歴史的勝利といえるであろう。

さらに注目される点は、判決のあと裁判長が「判決文には書かなかったが」と前置きし、「本訴訟が長期に及んでおり、時代も変わっている。労使で収束に努力してほしい」と、異例のコメントを行ったことである。

公害闘争など、長期かつ大きな裁判では、裁判長が「早期収束」を要請したことがあるが、労働事案

では珍しいとのことである。

横浜事案では、地裁と高裁の段階で、裁判所から和解の打診があり、組合側はテーブルにつくことを了承したが、当局側は、一切拒否してきた。裁判長による「早期収束」の要請は、当局の和解拒否への回答と言えるものであろう。

裁判闘争の経過

全税関は1960年の歴史的安保闘争に参加し、職場の民主的な権利や諸権利を勝ち取り、力量を蓄えていった。同時に、国公、港湾をはじめ地域の仲間と連帯を強め、地域や国民の要求に取り組むようになった。

政府や大蔵省・関税局は、こうした動きに警戒を強め、1961年12月15日、当時、全税関の最大支部であった神戸支部の支部長以下3名に首切り弾圧を加え、分裂・組織破壊攻撃を強行してきた。

そして、1965年頃までに全国8つの支部すべてに、第2組合がつくられ、全税関組合員に対して、昇任、昇格、特別昇級、研修、出張、宿舍入居、果ては冠婚葬祭にいたるまでの差別が行われた。

こうした中で、最高時6000名近くいた組合員が700名前後に激減させられる状況になった。

全税関は、1973年の定期大会で、組合員に対する差別は「賃金制度を悪用した団結権の侵害であり、不当な差別による損害を賠償せよ」として、国を相手に裁判闘争を行うことを決定した。

翌74年6月、東京・横浜・大阪・神戸の4支部と430名の原告が総額4億5千万円の賠償を求めて各地裁に提訴した。

地裁判決は、92年2月の神戸地裁にはじまり、大阪・横浜・東京と続いたが、大阪、東京が勝利を勝ちとり、神戸、横浜は敗訴となった。

特に95年2月の東京地裁の勝利判決は、その10日余り前大阪高裁で逆転敗訴となった直後の勝利であり、しかも国を相手にした首都東京での成果に、組合員は大きな確信を持った。

神戸事案は高裁でも敗訴となり、大阪ともども最高裁へ移り、東京は高裁で結審が近づいている。

このような中で今回の横浜事案の逆転勝利は、裁判闘争の局面を大きく変えるものとなった。

横浜判決の意義

今回の横浜判決は、92年12月の地裁判決を逆転したばかりか、大阪・東京の地裁判決を前進させ、大阪・神戸の高裁判決を明確に否定した歴史的判決である。

25年余りたたかわれてきた裁判の争点は、全税関組合員と他の職員との間に格差が存在するのかどうか、存在するとすれば、それは当局の差別意思によるものかどうか、という点であった。

被告である国は格差の「認否」を拒否していたが、原告側が当局の資料を調査し、格差が存在すると主張したのに対し、「積極的に争う意思はない」(横浜・神戸)として事実上格差の存在を認めた。

ところが、当局は、裁判が進行した81年(7年後)、突然原告の行ったりポン、プレートなど組合活動が違法であり、勤務成績に影響したとして大量の墨塗り現認書を提出してきた。

86年11月、組合差別を謀議した関税局のマル秘文書が国会で暴露され、88年には東京税関での全税関対策の幹部会議事録が明るみに出て、証拠として裁判所に提出された。

一番の横浜地裁裁判では、原告が主張した税関当局が行った不当労働行為の事実、賃金格差の存在、謀議文書の成立などを認めながら、『全税関は「安保闘争」などを通じ違法行為をくりかえす組合だから「脱退干渉」をしたり、「人事差別」を行うことも許される』というとんでもない結論を押しつけてきたのである。

この判決には、全国から大きな怒りが巻き起こり、さすがに東京高裁は、「原告の職務遂行能力が他の職員より劣っていなければ裁量権の乱用にあたる」との方向で訴訟指揮をした。

その結果として、判決は、「全税関の勢力や活動に対する嫌悪、警戒意思と第2組合の勢力伸張への期待をもって、組合に対する違法な支配介入を行った」と当局を明確に断罪したのである。

これは、脱退工作や第2組合の育成などを認めなかった東京、大阪の地裁判決をさらに前進させ、当局が組織的・計画的に差別意思をもって不当労働行為を行ったことを確定したことになり、当局の主張

は基本的に否定された。

今後の展望

今まで見てきたように今回の横浜判決は、25年の裁判闘争の新たな局面を切り開いただけでなく、税関の労働運動においても大きな到達点を築いた。

1947年に1700名で結成された全税関労働組合は、さまざまな困難を克服し、職員と家族の生活を守り、税関行政の民主化、平和と民主主義擁護のためにたたかいぬいてきた。

安保闘争や神戸3氏への不当解雇撤回のたたかい、違法な弾圧・差別反対闘争など苦しくきびしい日々が続いたが、職場や地域の仲間に支えられ、のりこえてきた。

当局は、差別政策の基本を変えていないが、この24年のたたかいで、統括(課長相当)76名、7級上席官557名、特別昇給1796名を発令させるなど成果を上げてきている。

このほか、妊娠婦の通院休暇を法制化させたとりくみ(東京)、失明した仲間を復職させた闘い(横浜)など職場の切実な諸要求を大きく前進させてきた。

また、輸入食品の安全性問題で、港見学案内・講師活動に取組み、16年間で2千回以上、8万5千人の国民と交流を行ってきた。

平和の問題でも、原水爆禁止世界大会に毎年参加し、原爆が投下された6日と9日には、神戸を中心に雨の日も風の日も毎月署名行動を続けてきた。

このような全税関の運動が、広範な職場の仲間や国民諸階層に支持され、着実に前進してきたことは、大きな意義がある。

今度の横浜判決は、全税関の過去・現在をふまえ、「全税関労働組合は国公法上の登録団体である」とし、当局が「このような組合に違法な支配介入を行い、組合の団結権を侵害した」と断定したのである。

私たちはいまこそ、税関にはたらくすべての仲間が、横浜判決の歴史的到達点に確信をもって、職場の統一へ向け大きな流れを作っていくときだと考えている。

全税関は、今後とも全力でたたかう決意である。

(全税関労働組合中央執行委員長)